

継続

原議保存期間	2年(平成33年3月31日まで)
有効期間	一種(平成33年3月31日まで)

警察庁丁生企発第131号、丁刑企発第25号
平成31年3月7日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局刑事企画課長

警視庁生活安全部長
警視庁刑事部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
警察大学校刑事教養部長
科学警察研究所総務部長
皇宮警察本部副本部長
各管区警察局広域調整担当部長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報等の運用上の留意点について

今般、全国の地方公共団体で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）における措置入院の運用が適切に行われるよう、厚生労働省において、「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究」における検討内容を踏まえ、法第22条から第26条の3までにおける通報等の中でも特に件数の多い法第23条に基づく通報を契機とした措置入院に関する標準的な手続が整理され、「措置入院の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）として取りまとめられた。

法第23条に基づく通報等については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について」（平成30年4月26日付け警察庁丙生企発第130号ほか。以下「通達」という。）によりガイドラインの内容の周知及び警察における適切な対応の指示がなされたところ、その運用上の留意点は下記のとおりであるので、対応に遺漏のないようにされたい。

記

1 法第23条に基づく通報に係る手続

法第23条に基づく通報（以下「警察官通報」という。）は、他の申請・通報・届出と同様、当該通報に基づき、都道府県知事及び政令指定都市の長が調査の上で措置診察の要否を判断し、必要があると認めるときには精神保健指定医による措置診察を経て措置入院を行うことを通じて、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（以下「自傷他害のおそれ」という。）のある精神障害者に対し、適時適切な医療及び保護を提供するためのものであることを踏まえ、適切に運用すること（ガイドラインⅡ1関係）。

(1) 警察官通報時の確認事項

警察官通報の際には、都道府県及び政令指定都市の職員（以下「都道府県職員

等」という。)から確認されることが予想される次に掲げる事項について、あらかじめ状況を整理するなどして適切に対応すること(ガイドラインⅡ 2 (1)関係)。

- 精神障害者について、警察からの連絡が、警察官通報又は法第47条第1項に基づく相談のいずれであるか(詳細は(2)参照)
- 被通報者の通報時点の所在や、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第3条等に基づき保護等されている状況か否か
- 警察官がいつ、どこで、どのような状況の被通報者を発見したのか
- 警察官が具体的に、被通報者のどのような言動その他周囲の事情に鑑み、精神障害や自傷他害のおそれを認めたのか、また、判明している範囲での精神疾患の既往歴の有無、違法薬物の使用を疑う状況の有無、アルコール摂取の有無
- 措置診察に係る手続に優先して身体的な診療を行う必要があるか否かを確認する観点から、被通報者の外傷、意識障害等の有無及び程度
- 把握している範囲での被通報者の家族、かかりつけ医等の有無、その連絡先等

(2) 自治体との警察官通報以外の協力

精神障害者の取扱いに際しては、警察官通報又は法第47条第1項に基づく相談のいずれを行うべきかを適切に判断すること。

なお、ガイドラインⅡ 2 (2)においては、「警察が様々な活動の中で接した精神障害者については、警察官通報の要件に該当しない場合であっても、精神保健医療福祉に関する支援が必要と認められる場合がある。自治体は警察官からこうした精神障害者に対する支援についての相談があった場合には、法第47条第1項又は第2項に基づき、必要に応じて、その相談に応じ、本人又はその家族等に対し、精神障害の状態に応じた適切な医療施設の紹介を行うなど、これらの者が必要な精神保健医療福祉の支援を受けられるよう積極的に対応することが望ましい」とされている。

(3) 警察官通報を行う際の留意点

ア 被通報者が保護・逮捕等されていない場合

警察官通報を行った時点で被通報者が保護・逮捕等されていない場合でも都道府県職員等が法第27条第1項の調査を適切に行えるよう、あらかじめ経緯を整理するとともに、事前調査の方法について、必要に応じて都道府県職員等と調整すること(ガイドラインⅡ 2 (3)①関係)。

イ 精神障害のために自傷他害のおそれがあると認められる状況を視認していない場合

警察官が、精神障害のために自傷他害のおそれがあると認められる状況を視認していない場合にも警察官通報を行う場合があり得るところ、事前調査の方法について、必要に応じて都道府県職員等と調整すること。

なお、ガイドラインⅡ 2 (3)②においても、「警察が、被通報者の家族からの相談を受けたのみであるなど、被通報者を視認していない場合は、「精神障害のために自傷他害のおそれがある」ことを合理的・客観的に判断することが困難であり、通常、警察官通報を要すべき状況とは認められないと考え

られる」とされているが、例外として「精神障害のために自傷他害のおそれがある者がいることが極めて確からしいと認めるが、その者が、直ちに警察官が臨場することが困難な場所（離島や山岳地帯等）にいる場合」、「その者を視認することができないものの、視認した現場の状況や、家族等からの聴き取り等、警察官が得た情報により、その者に精神障害のために自傷他害のおそれがあることが極めて確からしいと判断できる場合」等には「警察官が本人を視認していない場合でも、通報することがあり得ることに留意する必要がある」とされているほか、その際には「事前調査を行う際に困難を生じる可能性があることから、通報の段階で、どのような方法で事前調査すべきかについて、必要に応じて、通報元の警察や被通報者の家族等と調整する必要がある」とされている。

ウ 被通報者が精神科病院に入院中である場合

被通報者が精神科病院に入院中である場合にも、警察官通報を行う場合があり得ることに留意すること。

ガイドラインⅡ 2 (3)③においても、原則として「警察官通報を要すべき状況とは認められないと考えられる」ものの、例外として「入院中の精神科病院から、患者の他害行為に関する110番通報等がなされた場合や、患者が入院先の精神科病院から外出中に警察官通報を要する状況に至った場合などは、警察官通報として受理すべきであることに留意する」とされている。

2 刑事手続等との関係

法第43条及び第44条において、法と、刑事事件や心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に関する手続等との関係につき、刑事事件や医療観察法に関する手続等をとる必要がある場合には、法の措置に関わらず、これらの手続を進めることができる旨等が規定されている趣旨を踏まえ、適切に対応すること（ガイドラインⅢ 6 関係）。

また、通達3の「警察において他害のおそれがある者に係る事案を把握した場合には、警察官通報等のほか、他害のおそれに係る危険性・切迫性に応じた措置による他害行為の防止を図る必要があることに留意すること」については、法第43条を踏まえつつ、他害のおそれに係る危険性・切迫性に応じた対応をとることが求められるものであることから、その趣旨を理解して検挙措置を含め適切に対応すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成30年4月26日

（有効期間：平成31年3月31日）